

美里町子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例（案）

美里町子ども医療費の助成に関する条例（平成18年美里町条例第127号）
の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項ただし書きを次のように改める。

ただし、入院時食事療養費を除く。

第4条第2項を削り、同条第3項中「前2項」を「前項」に「助成対象者が当該療養の給付に代えて医療費」を「保護者が助成対象者に係る一部負担金」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「前3項」を「前2項」に改め、同項を同条第3項とする。

第6条中「第3条第2項に定める所得の額及び」を削る。

第9条第1項中「及び第2項」を削る。

第10条中「前条第1項」を「前条第2項」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成26年10月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の美里町子ども医療費の助成に関する条例の規定は、この条例の施行日以後の診療に係る医療費の助成について適用し、同日前の診療に係る医療費の助成については、なお従前の例による。